

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社村造船所	コード	7014
提出日	2025/6/9	異動(予定)日	2025/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	古川芳孝	社外取締役	○														○		有
2	安酸庸祐	社外取締役	○															○	有
3	河端瑞貴	社外取締役	○															○	新任 有
4	大保政二	社外監査役	○															○	有
5	吉田雅昭	社外監査役																	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は、古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触していません。	九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等をしており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有益な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2		弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行できる知識と能力を有しております。また、証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
3		慶應義塾大学教授として豊富な経験・識見を有しており、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有益な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
4		公認会計士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。また、証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
5		

## 4. 補足説明

当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

(ア) 当社および当社の子会社(注1)(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者(注3)

(イ) 当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者

(ウ) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

(エ) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

(オ) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(カ) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

(キ) 当社グループから多額の寄付(注6)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(ク) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者

(ケ) 過去3年間において、上記(ア)から(ク)までに該当していた者

(コ) 上記(ア)から(ク)に該当する者(重要な地位にある者(注7)に限る)の配偶者または二親等以内の親族

(サ) 上記(ア)から(コ)に定める者のほか、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断することができない者

(注1) 当社の子会社とは、連結子会社をいう。

(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間売上高の2%を超える者をいう。

(注3) 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および用人等の業務を執行する者をいう。

(注4) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%を超える者、直近事業年度における借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

(注5) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。)

(注6) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

(注7) 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。